

事務連絡
令和2年4月22日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

工事及び業務委託に係る入札・契約手続き等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、発注者と受注者との接触機会を減少させるため、県発注工事及び業務において、これまで発注部署へ持参により提出いただいていた契約関係書類等については、当面の間、郵送による提出等も可能とすることとしましたのでお知らせします。

なお、引き続き持参による提出も受け付けますので、申し添えます。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体会（組合）員に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【郵送、メール（押印が必要な書類を除く）、WEB会議等により対応可能とするもの】

1. 入札・契約関係書類の提出（契約書、下請施工通知、工期延期願、請求書等）
2. 工事・業務関係（工事・業務打合せ、完成図書・成果品納品等）
3. 建設工事等入札参加資格申請、建設業許可・経営事項審査申請等

（注）詳細は、別紙一覧のとおり

（注）土木部におけるWEB会議の当面の運用については、別紙参照

【問い合わせ先】 愛媛県土木部土木管理局
（契約・建設業許可等関係）
土木管理課 契約・建設業G
電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639
（工事・業務関係）
土木管理課技術企画室 技術管理係
電話：089-912-2648 FAX：089-912-2653

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に係る工事及び業務委託における郵送等により対応可能とするもの

(参考例)

区分	事務処理等	感染拡大防止対策	備考
入札・契約関係	入札参加資格追加確認資料	郵送による提出可	データ量が多く電子入札システムで送付できない場合
	契約保証関係書類	郵送による提出可	
	契約書(受注者押印後)	郵送による提出可	
	主任技術者・現場代理人の通知	郵送による提出可	
	下請施工通知(当初・随時)	郵送による提出可	
	工期延期願等	郵送による提出可	
	変更契約書(受注者押印後)	郵送による提出可	
	工事完成届等の提出	郵送による提出可	
	請求書等(前金・部分払含む)	郵送による提出可	
工事関係	資料提出(工程表等)	郵送又はメールによる提出可 (押印が必要な書類は郵送可)	
	工事打合せ	WEB会議による開催可	
	出来形等確認	WEB会議(可能なものに限る)	
	完成図書提出	郵送による提出可	
	完成検査(書類)	WEB会議による開催可	
	精算資料等の提出	郵送による提出可	
業務関係	資料提出(工程表等)	郵送又はメールによる提出可 (押印が必要な書類は郵送可)	
	業務打合せ	WEB会議による開催可	
	成果品納品	郵送による提出可	
	完成検査	WEB会議による開催可	
格付け関係	入札参加資格申請 (県内工事)	郵送による申請可	
	入札参加資格申請 (県外工事・コンサル)	郵送による申請可	
	入札参加資格変更届	郵送による届出可	
建設業関係	建設業許可等申請	郵送による申請可	浄化槽・解体工事業含む。
	変更届	郵送による届出可	〃
	決算変更届	郵送による届出可	
	経営事項審査申請	郵送による申請可	

※当該一覽に記載のない手続き等についても、可能なものは郵送等での対応をいたしますので、適宜発注部署へご相談ください。

土木部におけるWEB会議の当面の運用について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、密閉空間、密集場所、密接場面（3密）を避けるべく、「ZOOM Cloud Meetings」を使用したWEB会議の体制を整えましたので、職員との打合せの際などに活用してください。

ただし、アプリの脆弱性から情報漏洩等の可能性があるため、書類、図面等はメール等により別途送付による情報共有とし、WEBカメラに個人情報、重要データ等が撮影されないよう取扱いに十分注意してください。

また、「Skype for Business」を使用されている受注者におかれては、受注者側からの会議の開催として、優先的に使用するようお願いいたします。